

平成26年における労働災害発生状況

概況

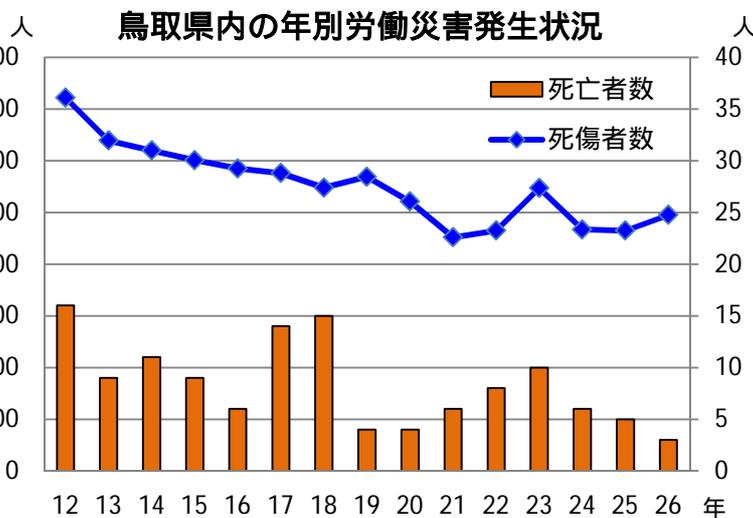
平成26年に発生した鳥取労働局管内事業場における休業4日以上労働災害被災者数は495人であり前年の465人から30人(6.5%)増加しました。

業種別では製造業が最も多く114人、次いで建設業84人、卸・小売業70人、運輸交通業54人等となっています。

また、事故の型別では「転倒」が最も多く122人、次いで「墜落・転落」103人、「はさまれ・巻き込まれ」63人等となっています。

なお、業種別や事故の型別の傾向は前年と同様です。

労働災害による死亡は建設業で2人、林業で1人であり、前年より2人減少しました。建設業の1人と林業の1人は転落によるものでした。



業種別の特徴

- 製造業** 「はさまれ・巻き込まれ」が36人(31.6%)、「転倒」が20人(17.5%)となっています。また、被災者数は製造業の中で食品製造業が最も多く53人で製造業全体の46.5%を占めています。
- 建設業** 「墜落・転落」が27人(32.1%)でこのうち「仮設物・建設物・構築物」からの転落が12人です。また「転倒」が20人(23.8%)となっています。工事別では「建築工事」で36人(42.9%)、「土木工事」で34人(40.5%)となっています。
- 卸・小売業** 被災者数は、卸売業の8人に対して小売業は62人であり、卸・小売業のうち88.6%を小売業が占めています。また、小売業では「転倒」による被災が21人(33.9%)で、このうち15人(71.4%)が50歳以上でした。
- 運輸交通業** 「墜落・転落」が22人(40.7%)、「転倒」が9人(16.7%)となっています。業種では道路貨物運送業が48人で運輸交通業の88.9%を占めています。また、トラックを起因物して22人、人力運搬機で6人が被災しています。

転倒災害の防止について

事故の型別労働災害発生状況では「転倒」災害の発生が最も多く、次いで「墜落・転落」となっていると説明されています。また、「転倒」災害は「商業」等のサービス業で被災者数が多くなっていると説明されています。これは、右の「過去5年間の転倒による被災者数」のグラフでも把握することが出来ます。

それでは、サービス業で働く方々は「転倒」による怪我の危険性が高いのでしょうか。過去5年間の被災者数について、各業種で働く労働者数を考慮し、労働者1,000人当たりの1年間の被災者数を計算してみました。その結果が右下の「労働者1000人当たりの発生頻度」です。

その結果は、グラフに示されたとおり、「交通運輸業」や「接客娯楽業」で若干高めとなっており、製造業や商業では、それらより低くなっています。

とはいえ、全体的に見渡したとき、

「転倒災害」はどの業種でも同じように発生する災害

ということが出来ます。

また、転倒災害の発生場所は普段使用している「通路」等で発生しています。通常は通路で転倒することは少ないのですが、急いでいて、走ったり、荷物を抱えていたりして、滑ったり、つまずいたりして「転倒災害」が発生しています。

このように、転倒災害は通常は危険を感じる事の少ない場所で、危険を意識しない労働者の行動により発生しています。転倒災害を防止するためには、業種にかかわらず、労働者が危険性を認識して注意して行動することが欠かせません。いつも使用する通路といえども、本当は危険が潜んでいます。

「狭い」、「段差がある」、「傾斜がある」、「つまずく」、「見通しがきかない」、「凍結している」などの危険要因は「注意を喚起する掲示」を行って、「危険が見える形で表す」取組も効果的です。

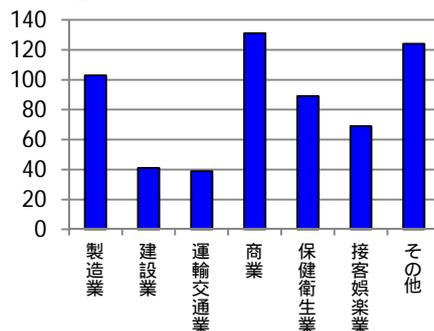
厚生労働省では、本年1月20日から

「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」

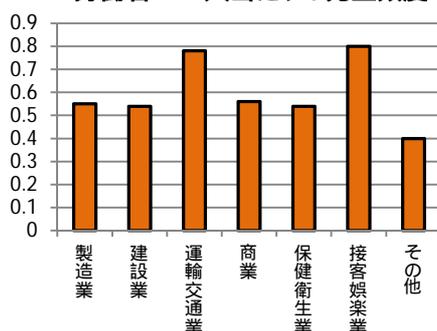
を開始しています。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>

過去5年間の転倒による被災者数



労働者1000人当たりの発生頻度



安全「見える化」とっとり運動

「見える化」とは、視覚的に捉えられない職場に潜む危険などの情報を可視化することです。

鳥取労働局では、これら可視化した情報を活用することによって行う効果的な安全活動を広く鳥取県内で展開することを目的として、平成27年4月から『安全「見える化」とっとり運動』を呼びかけています。

労働災害の防止・死亡災害の撲滅に向けて、県内各事業場が「見える化」に取り組むことによって、すべての労働者が安全に安心して働くことができる職場の構築を目指して、労働行政と各労働災害防止関係団体が連携して労働災害を減少させるための取組を積極的かつ効果的に推進するとともに、危険や安全活動などの「見える化」を進めるための周知啓発活動を展開しています。

経営トップや労働者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、本運動をリスクアセスメントの普及促進の足がかりとし、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現をみましょう。

『安全「見える化」とっとり運動』の実施事項

次の事項を実施するため、各関係者、各事業者、働く方々のご協力をお願いしています。

- ・ 事業者、安全衛生担当者、働く方々の「安全宣言」の実施
- ・ 職場環境に潜む危険の「見える化」の推進
- ・ 作業方法に潜む危険有害性情報の「見える化」の推進
- ・ 安全衛生管理情報の「見える化」の推進
- ・ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ・ 安全衛生委員会等における「見える化」運動の推進のための協議

鳥取労働局と県内の各労働基準監督署ではホームページを通じて、各事業所の「見える化」運動に参考となる情報を収集しています。

危険の「見える化」

機械の動作部分は「はさまれ」たり「巻き込まれ」たりする危険箇所です。その危険がその場所に存在することは知ってはいても目には見えないものです。作業者の不注意は100%排除することは出来ません。出来るだけ不注意による事故を防止するためには、危険なその場所に『危険』と表示をして危険を「見える化」しましょう。

通路での転倒事故が多く発生しています。通路には「つまずく」、「すべる」、「ぶつかる」などたくさんの危険が潜んでいます。これらの箇所に、あらかじめ「スベル!! 危険」などの表示を行って『危険の「見える化」』を行っておきましょう。

『安全「見える化」とっとり運動』の協賛者

一般社団法人鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部

一般社団法人鳥取県採石協会

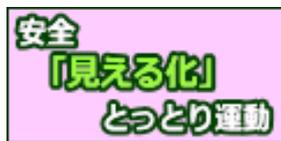
一般社団法人日本ボイラ協会鳥取支部

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部

独立行政法人労働者健康福祉機構鳥取産業保健総合支援センター

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部

鳥取労働局では、ホームページで各事業場の取組事例、活用いただける情報、運動の実施報告などをご覧いただけるようにしています。



安全意識の「見える化」

たとえば、社長さんの「安全決意」、日頃の「安全指示」、安全衛生管理者の「活動宣言」、日々の朝礼等での各作業員の「一日の目標」や「遵守事項の約束」などは、何かのかたちで目に見えるようにしておけば、本人にとっても周りの部下や仲間にとっても災害防止に大いに役立つことが期待できます。

決意、指示、約束などを「見える化」しましょう。

鳥取労働局ホームページ

<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

その他の「見える化」

これらの「見える化」の取組は、災害防止のために必要な要素を幅広く対象として捉えるように拡大していくことも大切です。

また、安全衛生のみならず、企業経営等に係わる効果を発揮できる取組に発展させることも出来るものと思います。

各事業所で関係者が、創意工夫を加えて見てください。

安全活動の「見える化」

工場や建設現場の安全活動目標、各事業所の毎月の安全目標、毎日の安全活動のルールやスケジュールなど、いろいろな取組を、いろいろな担当者が行っています。これらの内容を関係者全員が共有しておくことは、災害防止に強力な効果を発揮します。

いつでも、誰でも、安全活動の内容や目標、担当者などが分かるように「見える化」を行いましょう。

職場の安全サイト

「職場のあんぜんサイト」とは、働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援する、厚生労働省のサイトです。

「職場のあんぜんサイト」では、労働災害事例やヒヤリハット事例のほか、労働災害統計や死亡災害データベースなどの労働災害に関する情報、リスクアセスメント支援システム、GHSモデルラベル・SDS情報、安全衛生ビデオの紹介等、職場における安全衛生管理に役立つ様々な情報を掲載しています。

職場の安全衛生管理活動の一層の活性化などに、『職場のあんぜんサイト』を是非ご活用ください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/index.html>



メンタルヘルス対策について

メンタルヘルス対策（自殺予防対策を含む）は、事業者の社会的責任です。健康問題を抱えておられる方々に対する支援の輪が大きく広がることが、かけがえのない健康と生命を救うことにもなります。また、メンタルヘルス対策は、働く人の健康を確保するうえで、最も重要な課題の一つであり、多くの方に関心を持っていただくことが大切です。

メンタルヘルス対策の取組について

メンタルヘルス対策を進めるに当たっては、事業者が労働者等の意見を聞きながら事業場の実態に合わせた取組を行うことが大事な一歩です。まずは、出来ることから始めましょう。

また、メンタル不調者を早期に把握して、必要な対応をとることも大切です。労働者が自らのストレス状態を意識する意義についても理解を深める取組を行いましょ。

ストレスチェックの実施について

労働安全衛生法の改正により、**ストレスチェックの実施等が事業者の義務となります。**（施行日 平成27年12月1日）

このストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組です。

詳細は鳥取労働局健康安全課へお問い合わせください。

実施事項の例

- ・メンタルヘルス対策について衛生委員会で調査審議を行う。
- ・心の健康づくり計画を策定する。
- ・メンタルヘルスケアの推進を担当する者を決める。
- ・労働者への教育研修・情報提供を行う。
- ・管理監督者への教育研修・情報提供を行う。
- ・メンタルヘルスに係る職場環境等の把握、評価、改善を行う。
- ・健康診断後の保健指導でメンタルヘルスケアを行う。
- ・社内のメンタルヘルスケア相談窓口を設ける。
- ・ストレスチェックを行う。

等等

常時使用労働者数が50名未満の事業場では当分の間は努力義務です。

ストレスチェック制度の主な目的は次の3つです。

- ・一次予防を主な目的とする（労働者のメンタルヘルス不調の未然防止）
- ・労働者自身のストレスへの気づきを促す
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

鳥取産業保健総合支援センターについて

独立行政法人 労働者健康福祉機構が、地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国の都道府県に設置した機関です。電話相談、訪問支援等、メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで、事業者の取り組む職場のメンタルヘルス対策を無料で総合的に支援しています。

鳥取産業保健総合支援センターのホームページ <http://www.tottori-sanpo.jp/>

メンタルヘルス対策に関する参考ウェブサイト（一部）

職場におけるメンタルヘルス対策等（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

こころの耳（厚生労働省）

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/101004-3.html>

心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/101004-1.html>

こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/consultation/>

安全衛生情報センター（中央労働災害防止協会）

<https://www.jaish.gr.jp/>

労働者健康福祉機構

<http://www.rofuku.go.jp/>

こころの健康づくり計画（規程例）（鳥取労働局）

http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/menhel_kazyuroudou.html

鳥取障害者職業センター（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部）

<http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/tottori/>

安全衛生優良企業公表制度

平成27年6月1日から「安全衛生優良企業公表制度」を開始しました。

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。



認定マーク



働く人の安全と健康こそ企業の業績



労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、求職者にとっても、ベストな労働環境を目指して

- **安全衛生優良企業認定を受けませんか？**

「安全衛生優良企業公表制度」の厚生労働省ホームページ

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

Q. 安全衛生優良企業に認定されると、どのようなメリットがありますか？

A. 認定を受けると、認定マークを利用し、健康・安全・働きやすい優良企業であることを有効に求職者や一般の者に対してPRできたり、優良マークを広報、商品に使用し、取引先や求職者に対してPRできます。厚生労働省は、この制度を積極的にPRするとともに、企業名を厚生労働省のホームページに公表し、優良企業の認知度を高めるほか、調達における一般競争入札で加点評価されるなど、インセンティブの検討を続けていきます。

Q. 安全衛生優良企業に認定された場合、求職者へのアピールはどのように行えますか？

A. 例えば、企業の求人のホームページや就職サイトのページ、その他各種求人活動における 従業員の募集にあたって使用する広告や文書に「安全衛生優良企業」である旨を記載いただいたり、マークを掲載していただき、求職者へのアピールをしていただけます。

受動喫煙防止対策について

労働安全衛生法が改正され、平成27年6月1日から職場の「受動喫煙防止対策」が事業者の努力義務になりました。

今回の法律改正によって、**資本金や常時使用する労働者の数にかかわらず、全ての事業者が、労働者の健康の保持増進のために、職場の受動喫煙防止対策を講ずるよう努めることが必要となりました。**

受動喫煙は、室内等で他人のたばこの煙を吸わされることです。

具体的な措置や取組内容などの例

現状把握

・以下の項目などについて事業所の現状を把握し、必要な対策や、対策を講じる上での問題点などを検討する。
妊娠している人、呼吸器や循環器に疾患のある人、未成年者など、特に配慮すべき労働者の有無

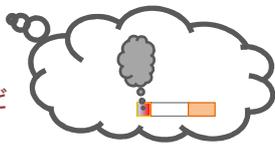
職場の空気環境の測定実施

事業場施設の状況

労働者や顧客の受動喫煙防止

に関する理解度や意見、要望など

労働者や顧客の喫煙状況



対策の決定

・現状把握から出てきた対策のうち、実施可能なもので最も効果的なものを決定する。

・この決定に当たっては、衛生委員会（安全衛生委員会）又は関係労働者の意見を聞くようにしてください。

・施設設備（ハード面）と教育や計画など（ソフト面）の対策があり、効果的な組み合わせも検討してください。

実施と点検

対策実施後は、対策の効果を点検し、その後の対応を検討してください。

ソフト面対策の例

・担当部署の決定

・推進計画の策定

・教育、啓発、指導の実施

・周知、掲示の取組

ハード面対策の例

・敷地内全面禁煙

・屋内全面禁煙（屋外喫煙所）

・空間分煙（喫煙室）

・十分な換気（飲食店など）

厚生労働省が実施する支援事業

屋外喫煙所や喫煙室などの設置に係る費用の助成（受動喫煙防止対策助成金）

対象事業主：全ての中小企業事業主

問合せ先：鳥取労働局健康安全課（0857-29-1704）

受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付（電話相談・実地指導）（無料）

周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣（無料）

対象事業主：すべての規模・業種の事業主

問合せ先：日本労働安全衛生コンサルタント会（050-3537-0777）

空気環境の測定機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素系、臭気計）の貸出し（無料）

対象事業主：すべての規模・業種の事業主

問合せ先②株)アマラン（050-3642-2669）

安全衛生のしおりについては、鳥取労働局 労働基準部 健康安全課にお問い合わせください。

電話 0857(29)1704 鳥取市富安2丁目89-9

安全衛生に関するお問い合わせには各労働基準監督署でも対応いたします。

鳥取労働基準監督署 0857(24)3211 倉吉労働基準監督署 0858(22)6274 米子労働基準監督署 0859(34)2231